

施保育所給食調理擔當職員

保育施設給食講習會開かる

厚生省では『保育施設給食の指導的人物を養成し、この事業の充實をはからんとする』趣旨の下に、去五月二十二日より東京、福島、愛知、廣島の各都府縣において標題の講習會を開催してゐるが、これは六月二十五日まで續行される豫定である。

一、開催地、開催場所、開催日

東京（都立明石町保育園において）五月二二・二三・二四・二五〇の各日

愛知（名古屋市保育專門學園において）六月六、七、八、九、一

二六の各日

廣島（廣島縣佐伯郡嚴島町嚴島小學校において）六月一一、一二

一三、一四、一五の各日

福島（福島縣信夫郡飯坂町飯坂高等學校において）六月二〇、二

一、二二、二三、二四、二五の各日

二、講師

（イ）事務關係——吉見靜江（厚生省兒童局保育課長） 小林彌八（同課事務官）

（ロ）調理關係——武藤靜子（愛育研究所榮養主任）

三、受講者資格

（イ）府縣保育施設給食主管課における給食事務擔當吏員

（ロ）府縣保育施設給食技術指導員（ハ）ユニセフ給食實

四、實施方法

（イ）ユニセフ給食實施都府縣における技術指導員及び東京都、神奈川縣、埼玉縣におけるユニセフ給食實施々設給食調理擔當者に對する講習は東京都で（ロ）東京都、神奈川縣埼玉縣を除く各府縣における給食事務擔當者技術指導員及びユニセフ給食實施々設の給食調理擔當者に對する講習は福島、愛知、青森、廣島の各縣で――

官廳公示連絡事項

モ デ ル 保 育 所 設 定 標 準 (案) 成 る

保育所の在り方については、法的根據（兒童福祉法及兒童福祉施設最低基準）により大體明確になつてゐるわけであるが、實際は必ずしもその通りに行つてゐないで、保護者の勞働又は疾病により保育に缺ける兒童を保育するという保育所本來の目的から離脱したようなものも見受けられるので、この程厚生省兒童局では去五月二十三、二十四日の兩日、同省で開催された全國兒童課長會議の席上に左の様な設定標準案を提出した。